

# CAS 12 号－「債務再編」 についての研究

陶 静

はじめに

I 2001 年「債務再編」準則と 2006 年「債務再編」準則の比較

II CAS 12 号 (2006 年) と IAS 39 号との関連

III CAS 12 号執行状況及び分析

おわりに

## はじめに

1990 年代から中国は市場経済の発展に伴い企業間競争も激しくなった。そのなかで一部の企業は経営不振によって損失を出し、財務困難に陥ることになる。この場合は債権者が債務者との間の新たな協議或いは裁判所の裁定に従って行う譲歩事項を「債務再編」と言う。

中国財政部は 1998 年に『CAS 第 12 号－債務再編』を公布し、債務再編の確認、測定及び関係情報の開示について規範した。しかし、実際に執行した結果、様々な問題が発生し、2001 年に改定された。2001 年の改定は主に「測定基準」を「公正価値」から「帳簿価格」(取得原価)に変更したことと債務人の「債務再編」利益を「資本準備金」に計上し、当期の損益に影響を与えないようにしたことである。さらに、2006 年に国際会計基準とコンバージェンスできた中国の『新企業会計準則』を公布することを機に再度「債務再編」準則を改定した。この改定によって、測定基準の一つとして再度「公正価値」を用いた。また債務人の「債務再編」による利益を「資本準備金」に計上するのではなく、「営業外利益」に計上することになった。

この研究は主に「債務再編」準則の 2001 年版と 2006 年版とを比較した上で、実際 2007 年から執行された CAS 12 号の執行状況についても分析を行ってみたい。

## I 2001 年「債務再編」準則と 2006 年「債務再編」準則の比較<sup>1,2</sup>

### 1. 定義

2001 年の準則は「債務再編とは債権者が債務者と合意した協議或いは裁判所の裁定

1 中華人民共和国財政部、『企業会計準則 2002』, 中国財政出版社, 2002 年。

2 中華人民共和国財政部、『企業会計準則 2006』, 中国財政出版社, 2006 年。

に従って債務人が行う債務条件の修正事項である。」と定義した。2006年の準則は「債務再編とは債務者が財務困難に陥った場合、債権者が債務者と合意した協議或いは裁判所の裁定に従って債権者が行う譲歩事項である。」と定義した。

両者のもっとも大きな差異は「財務困難に陥る」という前提条件である。すなわち、「債務再編」が債務者と債権者の意思によって自由にできることから、債務者が債務履行できないという客観的な条件のもとでできることに改定した。また2006年の準則なら債権者は必ず譲歩することと規定している。そうすることで、「債務再編」の目的を明白にした。すなわち「債務再編」の目的は経営困難な企業への救済措置である。同時に企業の任意の利益操作をある程度規制できたといえよう。しかし、その改定は債権者から債務者への利益移転を完全に防ぐことはできないであろう。特に債権者と債務者の通謀による利益移転には特に注意が必要である。

## 2. 「債務再編」の方法

2001年の準則では「債務再編」の方法は以下の5種類である。

- A. 債務の帳簿価額より低額の現金で債務を返済する。
- B. 非現金資産で債務を返済する。
- C. 債務から資本へ転換する。
- D. その他の債務条件の修正する（例えば債務返済期限の延長、債務返済期限の延長及び追加利息の計上、債務返済期限の延長及び元本、利息の減免など）。
- E. 以上2種類或いは2種類以上の組み合わせ（混合）。

2006年の準則では「債務再編」の方法は以下の4種類である。

- A. 資産で債務返済する。
- B. 債務から資本へ転換する。
- C. その他の債務条件の修正（例えば債務元本の減免、債務利息の減免など）。
- D. 以上3種類の組み合わせ（混合）。

この改定は形式上のもので、定義に関係する部分（債権者は譲歩のみ）だけは変えたが、実質的には変更がないように思われる。

## 3. 「債務再編」の測定基準

2001年の準則では「企業が非現金資産で債務返済時はその資産の帳簿価額で測定する」と規定した。2006年の準則では「企業が非現金資産で債務返済時はその資産の公正価値で測定する」と改定した。「公正価値」は国際会計基準の影響を受け、中国の会

計準則に取り入れられた測定基準である。またこの改定の大きな特徴の一つでもある。「債務再編」準則における「公正価値」測定基準には以下の歴史的変遷がみられる。

1998年 はじめて「債務再編」準則を公布したときも、「公正価値」測定を取り入れた。しかし、当時の中国はまだ市場経済の発展レベルは低く、活発な市場は構成されておらず、「公正価値」の取得は困難であった。実際に執行後多くの企業が恣意的に「公正価値」を作り上げ、利益操作を行うことが多々あった。財務情報の真実性が問われることになった。その結果2001年に「公正価値」という測定基準が「準則」から消えていた。

しかし、会計界では人的資源、金融商品、知的財産権などの経済現象と活動については「公正価値」が最も客観的に会計主体の一定の時点の会計要素の実際価値を反映する。さらに「公正価値」は正確に企業の現在或いは将来の財務状況などを予測し、関係情報を提供する、との認識が90年代からずっとあった。

一方、中国の市場経済も1998年から8年かけて発展してきた。それによって、資本市場も健全化してきた。「公正価値」も取得しやすくなってきた。それらを踏まえたうえで、2006年の改定で再度国際的に採用された「公正価値」測定を測定基準として取り入れ、国際会計基準とのコンバージェンスを図ったと思われる。

2006年準則では「公正価値」の取得については以下のように規定した。「(1) 非現金資産は企業所有する株式、債券、基金などの金融資産であり、かつ活発な市場が存在する場合、当該金融資産の市場価格を公正価値とすべき。(2) 非現金資産は金融資産であるが、活発な市場が存在しない場合、『企業会計準則第22号-金融商品の認識および確認』が規定した合理的な測定方法を使い公正価値を決定すべき。(3) 非現金資産は棚卸資産(製品)、固定資産、無形資産などの資産であり、かつ活発な市場が存在する場合、当該資産の市場価格を基礎とし公正価値を決定すべき、活発な市場が存在しない場合、類似資産の市場価格を基礎とし公正価値を決定すべき、類似資産の市場価格さえもない場合、合理的な測定方法を使い公正価値を決定すべき。」<sup>3</sup>

この改定によって、非現金資産などを「公正価値」で測定し、債権者と債務者双方の会計情報がより客観的になるはずであった。そして、ある程度企業の利益操作を規制した(2001年版「債務再編」準則を実施したとき、一部の企業が恣意的に「帳簿価額」を改竄し、利益操作を行った)。しかし、2006年準則が実施された後も「債務再編」に使われた「公正価値」についての測定根拠などが開示されることはほとんどなく、「公正価値」が「公正」であるかどうかは判断し難い状況であるのも実情であろう。それによって改定後も依然として利益操作の余地が残されている。実際、実施後の状況を分析した結果このようなことは多いようである。これについてあとで述べる。

3 中華人民共和国財政部会計司、『企業会計準則解説2010』、人民出版社、2010年、197ページ。

## 4. 「債務再編」の会計処理 - 債務者

## ①債務の帳簿価額より低い現預金で返済する場合

2001年準則では債務者が再編される元の債務の帳簿価額と支払う現金との差額を資本準備金に計上すると規定した。銀行預金で返済することを例にすると仕訳は以下のようになる。

借方：買掛金

貸方：当座預金, 資本準備金

2006年準則では債務者が再編される元の債務の帳簿価額と支払う現金との差額を「債務再編収益」(営業外収益)として当期の損益に計上すると規定した。銀行預金で返済することを例にすると仕訳は以下のようになる。

借方：買掛金

貸方：当座預金, 営業外収益 (債務再編収益)

## ②非現金資産で返済する場合

2001年準則では債務者が再編される元の債務の帳簿価額と再編で返済に使った非現金資産の帳簿価額及び付随する税金・費用の合計と差額を「資本準備金」に或いは当期の「損失」に計上すると規定した。棚卸資産(製品)で返済することを例にすると債務再編益はAの仕訳に債務再編損はBの仕訳になる。

A. 借方：買掛金 貸方：棚卸資産, 支払増値税, 資本準備金

B. 借方：買掛金, 損失 (債務再編損失) 貸方：棚卸資産, 支払増値税

2006年準則では債務者が再編される元の債務の帳簿価額と再編で返済に使った非現金資産の公正価値と差額を「債務再編収益」(営業外利益)として当期の損益に計上し、非現金資産の帳簿価額と公正価値の差額は当期損益(棚卸資産なら「営業損益」、固定資産・無形資産なら「営業外損益」)に計上すると規定した。すなわち「債務再編収益」と「資産売却損益」とを区別して計上する必要がある。棚卸資産(製品)で返済することを例にするとAの仕訳に固定資産で返済するとBの仕訳になる。

A. 借方：買掛金 貸方：主要業務収入 (公正価値), 支払増値税, 営業外収益 (債務再編収益)

借方：主營業務原価，棚卸資産減価引当金 貸方：棚卸資産

B. 借方：買掛金 貸方：固定資産売却（公正価値），支払増値税，営業外収益  
（債務再編収益）

借方：固定資産売却，減価償却累計額 貸方：固定資産

借方：固定資産売却 貸方：営業外収入

（借方：営業外費用 貸方：固定資産売却）

### ③企業持分で債務を返済する場合

2001年準則では債務者が再編される元の債務の帳簿価額と債権者が債務放棄するかわりにもらう持分の帳簿価額の差額を「資本準備金」に計上すると規定した。仕訳は以下のようなになる。

借方：買掛金

貸方：払込資本金（株式の帳簿価額），資本準備金（持分プレミアム）

2006年準則では債務者が債権者の債務放棄するかわりにもらう持分の帳簿価額を「資本金」とし，持分の公正価値と資本金の差額を「資本準備金」とする。再編される元の債務の帳簿価額と持分の公正価値総額との差額を「債務再編収益」（営業外収益）として当期の損益に計上すると規定した。仕訳は以下のようなになる。

借方：買掛金

貸方：払込資本金（株式の帳簿価額），資本準備金，営業外収益（債務再編収益）

### ④債務条件の修正

2001年準則では債務者が条件修正後の債務額を債務再編後の債務額とする。元の債務額との差額を「資本準備金」に或いは当期の「損失」に計上すると規定した。

A. 借方：買掛金 貸方：買掛金（再編後），資本準備金

B. 借方：買掛金，損失（債務再編損失） 貸方：買掛金（再編後）

2006年準則では債務者が条件修正後の債務の公正価値を債務再編後の債務額とする。元の債務額との差額を「債務再編収益」（営業外収益）として当期の損益に計上すると規定した。改定後の債務内容は偶発債務に該当するものがあり，かつ『企業会計準則第13号-偶発事象』に規定する予測負債の関係条件と合致する場合，予測負債も計上す

る。

借方：買掛金

貸方：買掛金（再編後），予測負債（偶発債務），営業外収益（債務再編収益）

#### 5. 「債務再編」の会計処理－債権者<sup>4</sup>

##### ①債務の帳簿価額より低い現預金で返済を受ける場合

2001年準則では債権者が再編される元の債務の帳簿価額と支払われる現金との差額を当期の損失として計上すると規定した。銀行預金で返済することを例にすると仕訳は以下のようなになると思われる。

借方：当座預金，損失（債務再編損失）

貸方：売掛金

2006年準則では債権者が再編される元の債権の帳簿価額と支払われる現金との差額を「債務再編損失」（営業外費用）として当期の損益に計上すると規定した。銀行預金で返済を受けることを例にすると仕訳は以下のようなになる。

借方：当座預金，営業外費用（債務再編損失）

貸方：売掛金

##### ②非現金資産で返済を受ける場合

2001年準則では債権者が再編される元の債務の帳簿価額を再編で返済を受ける非現金資産の価額として資産計上すると規定した。さらに、数種類の非現金資産で返済を受けるとき各非現金資産の公正価値比をもって配分する。固定資産と原材料で返済を受けることを例にすると仕訳は以下のようなになる。

借方：固定資産（債権帳簿価額×固定資産の公正価値÷固定資産と原材料の公正価値合計），原材料（債権帳簿価額×原材料資産の公正価値÷固定資産と原材料の公正価値合計）

貸方：売掛金

2006年準則では債権者が再編される元の債務の帳簿価額と再編で返済を受ける非現

4 便宜上、仕訳の例を「貸倒引当金」を考慮しないことにする。

金資産の公正価値との差額を「債務再編損失」（営業外費用）として当期損益に計上すると規定した。棚卸資産（製品）で返済を受けることを例にすると仕訳は以下のようになる。

借方：支払増値税，棚卸資産（公正価値），営業外費用（債務再編損失）  
貸方：売掛金

### ③企業持分で債務の返済を受ける場合

2001年準則では債権者が再編される元の債務の帳簿価額を再編で返済を受ける持分の価額として資産計上すると規定した。仕訳は以下のようになる。

借方：長期株式持分  
貸方：売掛金

2006年準則では債権者が債務放棄するかわりにもらう持分の公正価値を長期株式持分とする。再編されるもとの債務の帳簿価額とももらう持分の公正価値との差額を「債務再編損失」（営業外費用）として当期の損益に計上すると規定した。仕訳は以下のようになる。

借方：長期株式持分（公正価値），営業外費用（債務再編損失）  
貸方：売掛金

### ④債務条件の修正

2001年準則では債権者が条件修正後の債権額を債務再編後の債務額とする。元の債務額との差額を「資本準備金」に或いは当期の「損失」に計上すると規定した。

A. 借方：売掛金（再編後），損失（債務再編損失） 貸方：売掛金  
B. 借方：売掛金（再編後） 貸方：売掛金，資本準備金

2006年準則では債権者が条件修正後の債務の公正価値を債務再編後の債務額とする。元の債務額との差額を「債務再編損失」（営業外費用）として当期の損失に計上すると規定した。改定後の債務内容は偶発債務に該当するものがあり，かつ『企業会計準則第13号-偶発事象』に規定する予測負債の関係条件と合致する場合でも，債権者が予測債権を計上してはならない。

借方：売掛金（再編後），営業外費用（債務再編損失）

貸方：売掛金

以上の仕訳については、2006年は中華人民共和国財政部会計司の『企業会計準則解説2010』の仕訳内容によって、筆者が整理したものである。2001年は『企業会計準則解説2002』には詳細の仕訳内容がないので、文字情報によって、筆者が考えたものである。しかし、さらに内容を確認していくと債権者も債務者も同じく①～④の仕訳例からみられる2001年から2006年の変化は主に3点（A, B, C）に分けられる。①～④の仕訳に全部含まれていたのはA「資本準備金」から「営業外収益」への変化である。②の仕訳にあるのはB「資産売却損益」と「債務再編」損益を区別するようになった変化である。④の仕訳にあるのはC債務者が「債務再編」によって常に「益」、債権者が「債務再編」によって常に「損」を生じることになる変化である。そのなかCは定義の変更（債権者が「債務再編」を行う場合は譲歩のみである）によって生じたものである。Bは（「非現金資産」による債務返済の場合）測定基準が「公正価値」を使用することによって生じたものである。そしてAは2006年改定のもっとも大きなポイントであろう。すなわち、「債務再編」損益は「営業外損益」として計上することになった。この改定によって、「債務再編収益」の「資本準備金」計上による「損失填補」を防ぐことができ、さらに「営業外損益（債務再編損益）」を除く「経常損益」の公正性も保つことができ、各段階の利益がより明瞭となったであろう。以下具体的な設例を3つ見てもみよう。

#### 設例<sup>5</sup> 1 債務の帳簿価額より低い現預金での債務返済

20×8年7月8日に、甲会社が乙会社から掛けで木材を購入し、税込1,500,000元であった。その後、甲会社が財務危機に陥って、現金での支払いは困難となった。20×8年12月20日に乙会社と協議のうえ「債務再編」を行った。その内容は乙会社が契約価格の四割を放棄することを条件として、甲会社が契約価格の六割を現金で支払うとのことであった。すなわち、債務再編後甲会社が乙会社に支払うべき額は900,000元（1,500,000元×60%）となり、本来の債務額との差額600,000元は乙会社が放棄することになる。債務履行は同日に行った。

債務者（甲会社）の会計処理

#### ① 計算

5 設例1は筆者が考えたものである。

債務再編後の買掛金と債務再編前の買掛金との差額

$$1,500,000 - (1,500,000 \times 60\%) \\ = 600,000 \text{ 元}$$

差額の600,000元は「債務再編収益」として営業外収益に計上する。

② 仕訳

借方：買掛金（債務再編前）	1,500,000	貸方：買掛金（債務再編後）	900,000
		債務再編収益	600,000

債権者（乙会社）の会計処理

① 計算

債務再編前の売掛金と債務再編後の売掛金との差額

$$1,500,000 - (1,500,000 \times 60\%) \\ = 600,000 \text{ 元}$$

差額の600,000元は「債務再編損失」として営業外費用に計上する。

② 仕訳

借方：売掛金（債務再編後）	900,000	貸方：売掛金（債務再編前）	1,500,000
債務再編損失	600,000		

設例 2<sup>6</sup> 非現金資産で債務返済

20×6年11月5日に、甲会社が乙会社から掛けで銅材を購入し、税込2,340,000元であった。その後、甲会社が財務危機に陥って、現金での支払いはできなくなった。20×7年9月20日に乙会社と協議のうえ「債務再編」を行った。その内容は甲会社が現金の代わりに、自社の製品および固定資産をもって、乙会社に銅材代金を支払うことである。内訳は市場価格800,000元の製品（増値税率17%、原価700,000元）と公正価値850,000元の設備（取得原価1,200,000元、減価償却累計額300,000元）である。債務履行は同日に行った。甲会社が関係設備の運送費用6,500元を支払い、乙会社はすでに貸倒引当金18,000元を計上しており、さらに設備受入後据え付け費用15,000元を支払った。（その他関係税金を考慮しないこと。）

6 中華人民共和国財政部会計司、『企業会計準則解説2010』、人民出版社、2010年、198～199ページ。

## 債務者(甲会社)の会計処理

## ③ 計算

$$\begin{aligned} & \text{債務再編の買掛金の帳簿価額と返済資産の公正価値および増値税の合計額との差額} \\ & 2,340,000 - [800,000 \times (1 + 17\%) + 850,000] \\ & = 2,340,000 - 1,786,000 \\ & = 554,000 \text{ 元} \end{aligned}$$

差額の554,000元は「債務再編収益」として営業外収益に計上する。

返済資産の公正価値とその帳簿価額との差額

$$\begin{aligned} & (800,000 - 700,000) + [850,000 - (1,200,000 - 300,000)] \\ & = 100,000 - 50,000 \\ & = 50,000 \text{ 元} \end{aligned}$$

差額50,000元から資産移転で発生した費用6,500元(運送費用)を控除し、43,500元は当期損益である。

その内訳は以下のようなものである。返済資産である製品の公正価値800,000元とその帳簿価額700,000元との差額が100,000元で、「売上利益」として、営業収益に計上する。固定資産の公正価値850,000元とその帳簿価額900,000元(取得原価1,200,000元-減価償却累計額300,000元)との差額は-50,000元で、さらに関係運送費-6,500元も加えると-56,500元になり、「固定資産売却損」として、営業外費用に計上する。

## ④ 仕訳

A 借方：固定資産売却	900,000	貸方：機械装置	1,200,000
減価償却累計額	300,000		
B 借方：固定資産売却	6,500	貸方：当座預金	6,500
C 借方：買掛金	2,340,000	貸方：売上	800,000
		支払増値税	136,000
		固定資産売却	850,000
		債務再編収益	554,000
D 借方：売上原価	700,000	貸方：棚卸製品	700,000
E 借方：固定資産売却損	56,000	貸方：固定資産売却	56,000

## 債権者（乙会社）の会計処理

## ③ 計算

債務再編売掛金の帳簿残高と受入返済資産の公正価値および増値税の合計額との差額

$$\begin{aligned} & 2,340,000 - [800,000 \times (1 + 17\%) + 850,000] \\ & = 2,340,000 - 1,786,000 \\ & = 554,000 \text{ 元} \end{aligned}$$

差額の554,000元から貸倒引当金18,000元を控除し、残額536,000元は「債務再編損失」として営業外費用に計上する。

## ④ 仕訳

A 借方：棚卸商品	800,000	貸方：売掛金	2,340,000
支払増値税	136,000		
機械装置	850,000		
貸倒引当金	18,000		
債務再編損失	536,000		
B 借方：機械装置	15,000	貸方：当座預金	15,000

設例 3<sup>7</sup> 企業持分で債務返済

20×7年2月10日に甲会社が乙会社から掛けで鉄材を購入し、金額は100,000元であった。契約には6ヵ月後に支払うことになっていた。6ヵ月後、甲会社が財務危機に陥って、現金での支払いはできなくなった。乙会社と協議のうえ「債務再編」を行った。その内容は甲会社が現金の代わりに、自社の株式をもって、乙会社に鉄材代金を支払うことである。乙会社はすでに貸倒引当金5,000元を計上しており、株式交付後の甲会社の資本金は5,000,000元で、その公正価値は7,600,000元である。乙会社に交付する株式は甲会社の資本金額の1%に相当する。再編後の債務履行を行った。（その他関係税金を考慮しないこと。）

## 債務者（甲会社）の会計処理

## ① 計算

債務再編買掛金の帳簿価額と返済株式の公正価値との差額

$$\begin{aligned} & 100,000 - 7,600,000 \times 1\% \\ & = 100,000 - 76,000 \end{aligned}$$

7 中華人民共和国財政部会計司、『企業会計準則解説2010』、人民出版社、2010年、200～201ページ。

= 24,000 元

差額の 24,000 元は「債務再編収益」として営業外収益に計上する。株式の公正価値 76,000 と  $(5,000,000 \times 1\%)$  の差額 26,000 元は「資本準備金」に計上する。

② 仕訳

A 借方：買掛金	100,000	貸方：払込資本金	50,000
資本準備金	26,000		
債務再編収益	24,000		

債権者（乙会社）の会計処理

① 計算

債務再編売掛金の帳簿残高と受入返済株式の公正価値との差額

$100,000 - 7,600,000 \times 1\%$

= 100,000 - 76,000

= 24,000 元

差額の 24,000 元から貸倒引当金 5,000 元を控除し、残額 19,000 元は「債務再編損失」として営業外費用に計上する。

② 仕訳

A 借方：投資その他有価証券	76,000	貸方：売掛金	100,000
貸倒引当金	5,000		
債務再編損失	19,000		

## II CAS 12 号 (2006 年) と IAS 39 号との関連

IAS には単独で「債務再編」について基準は見当たらない。しかし IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」のなかには「認識の中止」との項目がある。その項目に規定した内容は CAS 12 号 (2006 年版) 「債務再編」にあたる。主な内容は以下の通りである。<sup>8</sup>

企業は、金融資産あるいは金融資産の構成要素の一部を構成する契約上の権利を喪失したとき（例えば、契約における特定の便益に対する権利の実現時、権利の失

8 デロイトトウシュートーマツ、『国際財務報告基準 (IFRS) 詳説 (第 1 版, 第 3 巻)』, レクシスネクシス・ジャパン株式会社, 2010 年。

効時、権利の放棄時)に認識を中止しなければなりません(par.35.)。

金融資産の一部を保持しながら、他の一部を譲渡する場合には、当該金融資産の帳簿価額を保持し続ける部分と譲渡する部分に、公正価値の比率を基に按分するコスト回収アプローチによって、按分しなければなりません(par.47.)。

また、企業が金融資産の全体の支配を譲渡した際に、新たな金融資産や新たな金融負債が発生する場合には、新たな金融資産や金融負債を公正価値によって認識し、それに伴う損益=譲渡した金融資産の対価(売却価格)-譲渡した金融資産の帳簿価額+新たな金融負債の公正価値-新たな金融資産の公正価値によって認識することになります(par.51.)。

企業は、金融負債の消滅(契約中に特定された債務が免責され、解除された時)に負債を貸借対照表から除去しなければなりません(par.57.)。

債務者は、通常、現金、その他の記入資産、あるいは、財貨やサービスによって債権者に支払をすることで負債から解放され、また、法的手続や債権者のいずれかによって負債の第一次責任が法的に解除されますので、その際には、当該金融負債の認識は中止することになります(par.58.)。

企業が金融負債の一部を保持しながら他の部分を他の当事者に譲渡する場合、あるいは、金融負債の全体を他の当事者に譲渡することに伴い新たな金融資産や金融負債が発生する場合には、金融資産と同様の会計処理を行うことになります(par.65.)。

CAS 12号(2006年版)では前述のように「債務再編」で返済に用いる非現金資産、債権者が債権放棄するかわりにもらう持分及び債務条件改定後の債務についてはすべて「公正価値」で測定し、また元の債務の帳簿価額との差額は当期損益(営業外損益)に計上することと規定した。すなわち「債務再編」で使う非現金資産と持分などについては測定基準を「公正価値」とし、内容的には上述のIAS 39号の関係規定とコンバージェンスできたと言えよう。その上、中国の実情を踏まえ、単独の基準として、より具体的かつ明確な規定を作り上げた。この改定によって、債務者、債権者双方の測定基準を「公正価値」とし、「債務再編」の損失と利益を「営業外費用」および「営業外収益」に計上することによって、客観的に企業の取引の実質を反映し、企業会計情報利用者の意思決定にも有用とも言われた。

第1表 CAS 12号の執行状況一覧表 (2008, 2009年度)

項目		2008年度	2009年度
上場企業数 (非金融企業)		1597	1570
「債務再編」実施した企業数		296	316
「債務再編」実施比率		18.53%	20.13%
「債務再編」損益		109.30 億元 (220) - 2.12 億元 (71)	133.00 億元 (229) - 2.96 億元 (82)
上場企業純利益に示す比率		1.08%	1.29%
債務再編方法	非現金資産返済	45	51
	企業持分返済	5	8
	債務条件変更 (低額)	93	107
	組み合わせ	6	11
	方法未開示	147	139
債務再編類型	関連企業との債務再編	16	18
	倒産整理	10	22
	和解	69	70
	類型未開示	201	206
公正価値の取得方法		0	1

### Ⅲ CAS 12号執行状況及び分析

#### 1. 2008年度, 2009年上場企業の執行状況総括<sup>9</sup>

2008年度と2009年度の上場企業データを収集した結果から以下特徴がみられる。まず「債務再編」を行う企業はわずかではあるが、増える傾向である。つぎに「債務再編」による当期利益の計上は相当額に達したにも関わらず、その具体的な内容の開示はいずれの年度においても不十分であることが見て取れる。例えば「債務再編」の方法や、「債務再編」の類型についての開示はまだ少ない。最後に「公正価値」の取得方法などについて、ほとんどの企業は開示していなかった。

#### 2. 2006年版「債務再編」準則執行後の「債務再編」傾向

前述の執行総括状況とは別に、筆者が近年「債務再編」を行った企業の内容をできるかぎり個別に確認した。その結果、2006年版の「債務再編」準則を執行して以来、以

9 中華人民共和国財政部会計司、『我国上市公司2008年執行企業会計準則情況分析報告』, 經濟科学出版社, 2009年, 中華人民共和国財政部会計司、『我国上市公司2009年執行企業会計準則情況分析報告』, 經濟科学出版社, 2010年のデーターを利用し, 筆者が作成した。

下の「債務再編」の傾向が発見された。

#### ①「債務再編」契約前の債権移転

いままででは「債務再編」は一般的に債務者は直接債権者との間で「債務再編」契約を結ぶ形であった。しかし、近年はまず債権者が債権を第三者（主に仲介型の会社である。例えば貿易会社）に転売し（何度かの転売を行う場合もある）、それから債務者は新債権者との間で「債務再編」契約を結ぶ形が多くみられる。以下、事例 A をみてみよう。

#### 事例 A<sup>10</sup>

2011年1月5日 ST 滬科が広州発展銀行の債権移転通知書と蘇州莎莎貿易会社の「告知書」を受け取ったことを公告した。当該債務は2005年5月に ST 滬科と広州発展銀行の間に結んだ7,200万元の借入金（期限は1年）である。2010年年末元本及び利息、追加利息罰金などの合計は106,517,970.96元となった。2010年12月31日に蘇州莎莎貿易会社が広州発展銀行から ST 滬科の債権を全部買入れた。同日 ST 滬科は返済不能のため、蘇州莎莎貿易会社と「債務再編」契約を新たに結んだ。契約内容は上述の債権に関して、ST 滬科が蘇州莎莎貿易会社に残り債権を全部放棄することを条件に6,000万元を支払う。2010年12月から2011年1月まで、ST 滬科が蘇州莎莎貿易会社に6,000万元を支払った。「債務再編」契約を履行されることになった。

ST 滬科の2011年第1四半期報告と臨時公告の内容を確認すると ST 滬科が当該「債務再編」契約により得た「債務再編」利益を2011年第1四半期の損益に計上した。それによって、第1四半期純利益は42,288,989元となった。しかし「債務再編」利益は46,517,970元である。当該「債務再編」利益がない場合、純利益ではなく、純損失となるはずであった。このような方法で「債務再編」を行う上場企業が多くみられる。個別の会社は何度もこのような「債務再編」を行った。

#### ②「債務再編」に割引現在価値測定の導入

「債務再編」契約後の債務額はもとの債務額より一般的に低いので、「債務再編」利益を計上できる。さらに債務の支払い期日を先に設定することによって、債務の割引現在価値が実際の「債務再編」後の債務額よりもさらに低くなるので、その差額も当期損益に計上でき、利益を割り増しすることも少ないではあるが、みられる。以下、事例 B をみてみよう。

#### 事例 B<sup>11</sup>

SG 社が2010年度の年度報告により以下の内容を開示した。2010年11月29日某貿易会社の「告知書」をもらい、要件は元本26,402,000元及び利息30,505,683元を返済

10 姚海鑫, 胡可果, 「上市公司債務重組新問題探析」, 『中国注册会计师』, 2012年4月号, 70~71ページ。

11 同上。

するよう通告してきた。その後2010年12月31日に当該貿易会社との間で「債務再編」契約を結び、2012年12月31日までに10,000,000元、2013年12月31日までに14,000,000元を返済することを決定した。残りの元本、利息が全部免除されることになる。SG会社は当該「債務再編」契約に従い、「債務再編」利益6,993,929元を営業外収益として計上した。さらに返済期限は2012年と2013年末なので、SG社は5.81%（当期株式会社の平均借入利率）の利率を使って、当該債務の割引現在価値を20,750,066元と算定し、差額の3,249,934元も当期の損益に計上した。

SG社の2010年年度報告と関係臨時公告の内容を確認すると当該債務は1998年にSG社は親会社を30,000,000元借入金の担保保証人として某商業銀行と契約したものである。当該銀行は2001年に地方裁判所に提訴し、裁判所は元本、利息及び追加利息を含め合計30,993,929元の支払いを命じた。2008年商業銀行と資産管理会社に債権移転契約をし、その後当該資産管理会社と再度当該貿易会社と債権移転契約を結んだ。SG社の2010年年度報告によると利益は5,147,739元で、純利益は1,683,987元である。その中の「債務再編」契約による得た「債務再編」利益は10,243,863元である。当該「債務再編」利益がない場合、純利益ではなく、純損失となるはず。また、通常の「債務再編」利益だけなら、計上されるのは6,993,929元だけで、SG社はやはり損失計上しないとイケない。しかし、現在割引価値との差額も計上することによって、純損失から純利益に転じた。このような「債務再編」を行う企業はまだごく少数である。

### 3. 事例分析<sup>12</sup>

事例Aと事例Bを分析してみると以下の特徴がみられる。①～③の特徴は事例A、B両方に存在するのに対し、④の特徴は事例Bのみに存在する。

①中国では、関連企業の場合、連結会社以外の会社でも『企業債務再編業務所得税処理方法』（国家税務総局令第6号）の第9条規定により関連企業の間での利益移転は贈与と見なされ、贈与する側も受ける側も課税される。しかし、近年の「債務再編」の双方（債務者と新債権者）はほとんど関連のある会社であるが、会計上も税務上も関連企業ではない。よって利益移転した企業（債権者）が移転した分（「債務再編」損失）が当期損失（「営業外損失」）として計上、税金の節約になる。

②債務者と新債権者の間で結んだ「債務再編」契約の減免額は大体大きく、しかも期末決算で開示する純利益額に相当することが多い（純利益額より少し高くして、小額の純利益を実現させる）。また「債務再編」契約を結ぶ時期は大体定期報告公布の直前期で

12 刘永泽,『新会計準則実施対資本市場将長期利好』,中国会計視野网,2012年2月4日。

13 内容は合理的な経営需要がありかつ以下いずれ一項目に合致する場合のみ贈与者が損失計上できる①裁判所の裁決で決定した債務再編②債権者全員の同意を得た債務再編③国家の許可による債務と持分交換の債務再編。

ある（12月31日が多い<sup>14</sup>）。そうすることで、期末決算で利益を計上できる。上場企業なら上場停止或いは上場廃止の危機から救われると同時に支払う税金も小額で済む。

③債務者と新債権者の間で結んだ「債務再編」契約前の債権移転についての情報はほとんど開示されず問題となる。前述のように近年の「債務再編」は再編される債務は幾度なく債権者が変更される。しかし、開示されるのは最終の「債権者」のみであって、「債務再編」の詳細な経緯を開示されることはほとんどない。

④債務者と新債権者の間で結んだ「債務再編」契約の支払期日が先であることにより割引現在価値の採用可否、割引率の選択、当該割引差額を一括計上するか配分するかなどについていまだに明確な規定がない。割引現在価値を利用して当期利益をさらに高く見せる企業はまれにみられる。

#### 4. 解決策

以上の事例分析を踏まえたうえ、解決策を考えてみよう

まず①と③の問題については債務再編の流れ（債務移転の経緯、債務再編後の返済状況など）を明確に開示することを強制すれば、監査担当者も一般投資者も証券管理機関も債務再編の真実性については確認できるであろう。続いて②の問題については現在の市場停止、市場廃止の基準を少し修正する必要があるように思われる。例えば、市場停止の基準は株式市場の基準を参考にし、「債務再編収益」を「非経常性損益」として控除した額を指標にする。また市場廃止の基準は現在の連続3年赤字指標を基礎にプラス「債務超過」の指標、すなわち純資産が連続3年マイナスを指標にする。さらに④については早急により詳細な実務指針を策定することによりある程度解決できるであろう。

## おわりに

CAS 12号についてまとめるとCAS 12号（2006年版）の公布によって「債務再編」の定義はより明確になった。債務者が「財務困難」に陥ることを前提条件としたことで、実際に「債務再編」を通じて企業の経営を改善することを「債務再編」の目的にし、「債務再編」を利用し、明らかに不当に利益移転を狙うことをある程度防ぐことを可能にした。また2006年の「債務再編」準則は「債務再編」損益を「営業外損益」に計上すると規定した。その規定は第一に2001年の「債務再編」利益を「資本準備金」に計上することによる損失填補を防ぐことができた。第二に「営業外損益（債務再編損益）」を除く「経常損益」の公正性も保つことができ、各段階の利益がより明瞭となったと言えよう。

14 中国では、12月31日を期末とする企業が一般的である。

一方 CAS 12 号執行後、相当数の「債務再編」を行った上場企業はやはり「債務再編」利益を通じて、連続損失から脱出し、上場廃止を免れた。それは前述の分析データからみると事実であろう。しかし、上場廃止を免れたものの、実質経営赤字の企業が「債務再編」を利用して作り上げた利益により法人所得税を納付しなければならず、経営を一層困難なものにしてしまった。結果「債務再編」の目的に反することになる。この問題は会計基準の問題よりも会計準則制定機関、証券市場管理機関及び会計情報品質管理機関、監査法人などの共同協議により防ぐべき問題と言えよう。さらに投資者や債権者などの情報利用者による意思判断により有用な情報を提供するため、「債務再編」の方法や「債務再編」の種類、そして「公正価値」の取得方法などについても明確な開示要求を規定すべきと考える。また、定義に書かれた債務者の「財務困難に陥る」との前提条件もより具体的な規定がないと企業の恣意性（債権者と債務者の通謀）の完全排除は難しいであろう。

#### 参考文献

- 葛家澍, 徐跃, 「会計計量属性的探討」, 『会計研究』, 2006年9月号。  
葛家澍, 「創新与趋同相結合的一项準則—評我国新颁布的《企業會計準則—基本準則》」, 『会計研究』, 2006年3月号。  
黄学敏, 「公允价值理論内涵与準則運用」, 『会計研究』, 2004年6月号。  
中華人民共和国財政部, 『企業會計準則—応用指南 2006』, 中国財政經濟出版社, 2006年。